

熊本城ホール指定管理料の増額について（9月補正）

1 指定管理料の支払い根拠

熊本城ホール等の管理運営に関する協定書（第34条、第35条、第38条 ※別紙参照）

2 熊本城ホール指定管理料の積算

（単位：千円）

R2年度支出（見込）		①	603,000
運営経費（人件費、委託費など）		50,000（※1）×12月	600,000
感染予防対策費（消毒用品など）		250×12月	3,000
R2年度年間収入（見込）		②	251,800
実績	R2.4月		8,140
	R2.5月		14,660
	R2.6月		22,000
見込	R2.7月-R3.3月（9か月分）	23,000（※2）×9月	207,000
R2年度年間収支（見込）⇒ 所要予算額		③=②-①	▲ 351,200
既計上予算・R2.4-5月分（2ヶ月分）		④	100,921
今後の予算計上（見込：10ヶ月分）		⑤=-③-④	250,279
9月補正予算額・R2.6-9月分（4ヶ月分）		⑤/10*4	100,100

※1）運営経費内訳（R1.12月～R2.5月の平均）

（単位：千円）

項目	金額
人件費	19,265
保守・維持管理費	12,194
管理組合費	9,901
一般管理費・租税	3,902
光熱水費	4,497
合計	49,759

≒ 50,000

※2）補正予算編成時の予約案件等による見込

23,000 千円／月

熊本城ホール、熊本市辛島公園地下駐車場、熊本市辛島公園地下自転車駐車場

及び熊本市辛島公園地下通路の管理運営に関する協定書（抜粋）

（不可抗力の発生に備えての対応措置）

第34条 不可抗力の発生事態に備え、乙は不可抗力により発生する損害・損失等が最小限になるよう、日常の施設の管理又は早急な対応措置を講ずるものとする。

（不可抗力によって発生した費用等の負担の決定）

第35条 不可抗力の発生に起因した損害・損失について、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合、損害状況の確認を行ったうえで、乙との協議を行い、不可抗力によるものかどうかの判定や費用負担及び支払方法等を決定するものとする。

3 乙が前条に規定する対応義務を怠った場合を除き、不可抗力の発生に起因した損害・損失の費用は、甲の負担とする。ただし、乙が当該損害・損失にかかる保険金を受領した場合は、乙は甲に対して当該保険金相当額を拠出するものとする。

（リスク分担）

第38条 ホール及び地下施設の管理運営業務に関するリスク分担については、別紙のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合、又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は甲乙協議して定めるものとする。

○ リスク分担表

リスク項目	No	リスクの内容	リスク分担	
			市	指定 管理者 (候補者)
不可抗力リスク	14	暴動、地震、風水害等の市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるもの ^注	○	△

凡例：「○」主たる負担者

注) 指定管理者が不可抗力発生時の対応義務を怠ったことに起因するものは、指定管理者の負担とする。